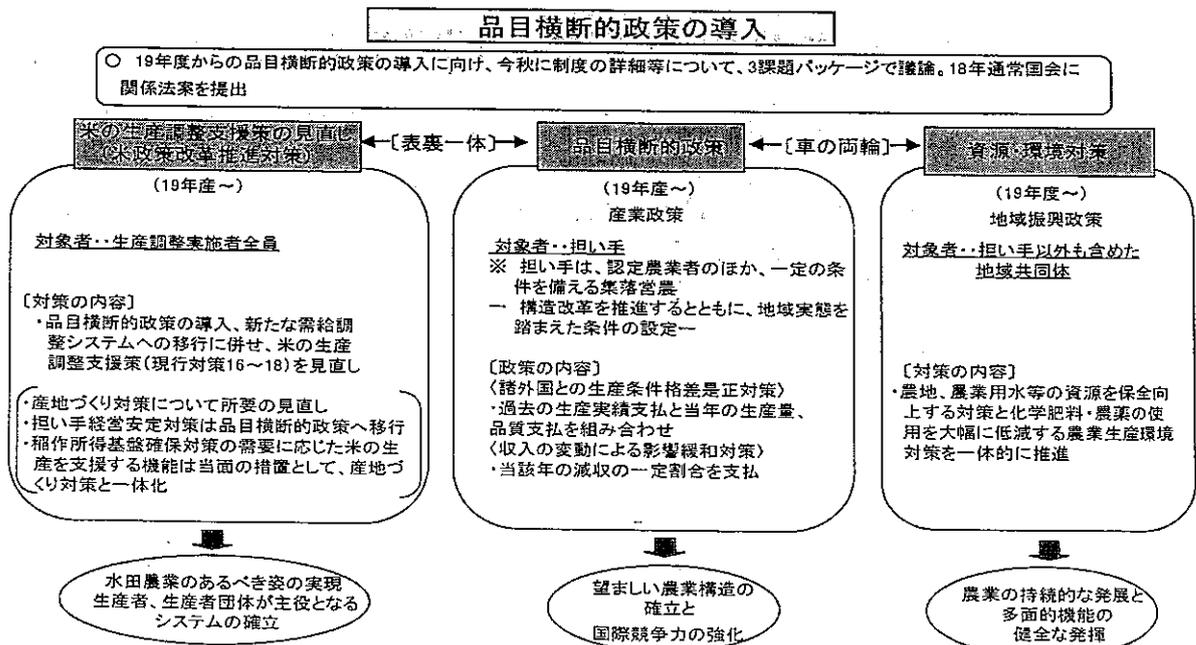


# 農地・水・環境の保全から 向上に向けて

## 農業の持続的発展

- ☆その基盤となる農地・水・環境の良好な保全と質的向上
- ☆農業が本来有する自然環境機能の維持・増進

## 経営所得安定対策等大綱について



# あなたの集落ではいかがですか？

☆今、全国の集落で農家の高齢化や非農家との混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る「まとまり」が弱まっています。

## 耕作者年齢別農地の将来予測

現在 65歳以上の農業者が耕作する農地面積 44%

10年後予測 65歳以上の農業者が耕作する農地面積 69%

集落の機能を守っていくためには、今まで以上の取組が欠かせなくなります。

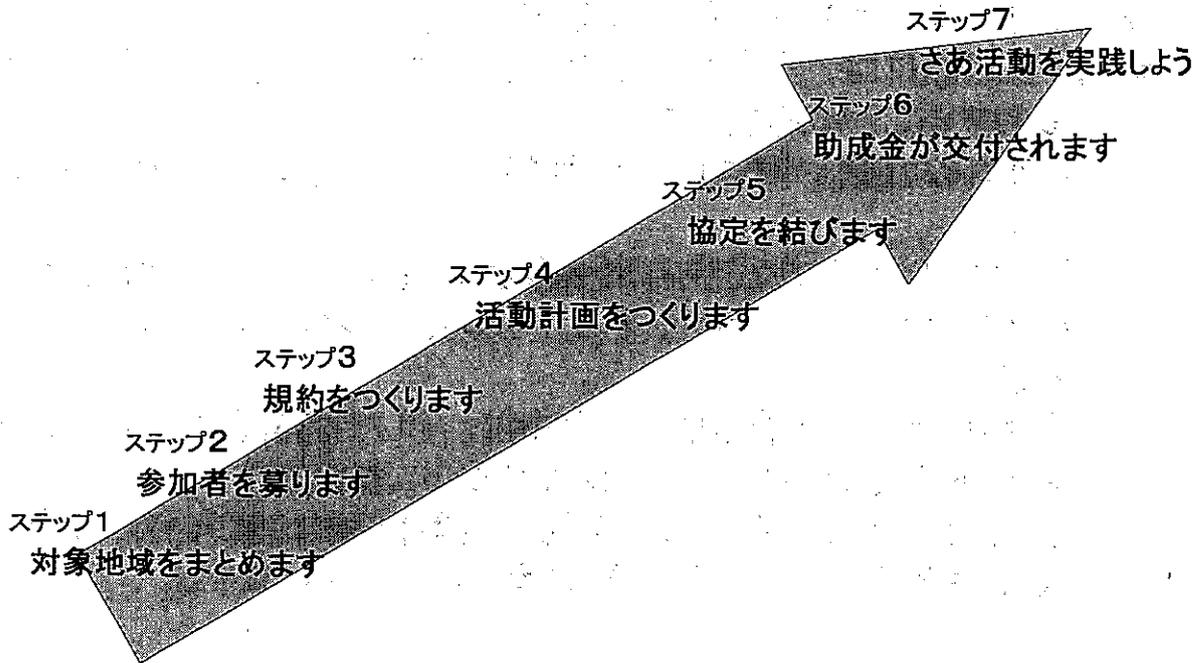
☆将来にわたって共同活動を続けていくには、農業者だけでは限界があります。

☆国民の環境に対する期待が高まっており、農村環境を守り育てることが求められています。

そこで、新しい助成が始まります

# 農地・水・環境を 守り育てる7つのステップ

—活動組織づくりから活動の実践まで—



## 1 (活動組織の)対象地域をまとめます

- ☆ 新しい助成を受けるには、まず「活動組織」をつくる必要があります。
- ☆ 活動組織づくりは、対象地域をまとめることから始めます。
- ☆ 地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取組やすいまとまりをそれぞれの地域の判断で設定します。
- ☆ 対象地域の単位は、集落ごと、ため池などの用水がかりごと、ほ場整備などの区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- ☆ 先ずは、集落単位など、これまでも共同活動(賦役など)を行っていた範囲を基本にして、部落で話し合ってください。

## 2 (活動組織の)参加者を募ります

- ☆ 共同活動に参加する構成員を募ります。
- ☆ 活動組織には、農業者だけでなく、それ以外の構成員(主体)が参加することが必要です。
- ☆ 構成員の種類や数は地域の実情に応じて、望ましい枠組みにします。
- ☆ 先ずは、地域の住民や自治会など身近な人や、土地改良区、JAなどの団体に声をかけ、そこから少しずつ輪を広げるようにしてみます。  
各地の条件に見合う形で、自由に、そして前向きに、様々な立場の構成員が参加する枠組みづくりに取組ます。
- ☆ 構成員となった方々には、規約や活動計画に基づいて、地域の資源や環境を守る共同活動に参加してもらいます。

## 3 (活動組織の)規約をつくります

- ☆ 活動組織の規約を策定します。模範例がありますので、参考にしながらつくります。
- ☆ 規約の内容については、それぞれの活動組織の中で構成員が話し合っ、合意していただくものであれば結構です。ただし、最低限、次のスライドに掲げる項目だけは、明確に表示してください。
- ☆ 「杓子定規な規約が必要なのか？」と考えられる方もおられるかもしれませんが、活動の目的、構成員、合議方法など組織の運営の基本となる事柄を確認しておくのは大切なことです。また、活動組織が助成を受けるためには、市からの規約の承認が条件にもなっていますので、規約は必ず策定します。

## 3-1 規約に最低限盛り込む事項

|       |   |
|-------|---|
| 名称    | 活動組織の名称を明らかにします。  |
| 目的    | 活動組織の目的を明らかにします。<br>その際、目的は「農地・農業用水等の資源の保全向上」<br>が必ず含まれるものにします。 |
| 構成員   | 活動組織の構成員を明らかにします。<br>活動組織は、農業者のほか1以上の団体又は個人で構成される必要があります。       |
| 代表・役員 | 代表や会計などの役員の構成を明らかにします。  |
| 合議方法  | 活動組織内の合意・決定方法を明らかにします。合意・決定方法は多数決など合理的な方法とする必要があります。            |

## 4 (活動指針を参考に)活動計画をつくります

- ☆ それぞれの活動組織で共同活動の計画をつくります。様式を基に作成します。
- ☆ 活動計画の内容については、最低限、次のスライドに掲げる項目だけは、明確に表示するようにします。支援金を受ける上で必要です。
- ☆ 活動計画づくりに当たっての目安となる「活動指針」があります。  
「活動指針」は、この対策の対象である活動の項目を  
ア、資源の適切な保全のための「基礎部分」と、  
イ、施設の寿命を延ばす活動や環境保全活動など「誘導部分」に区分して整理し、列挙します。(イメージは示されています)
- ☆ 活動計画は、活動指針を目安にしながら、活動組織の中で話し合い、①これまでの共同活動の実態を点検し、②今後、活動組織で取組むことができる活動をリストアップすることを通して、作成します。
- ☆ 活動計画の内容が一定の水準に到達していることが、支援金交付の条件になります。

## 4-1 活動計画に最低限盛り込む事項

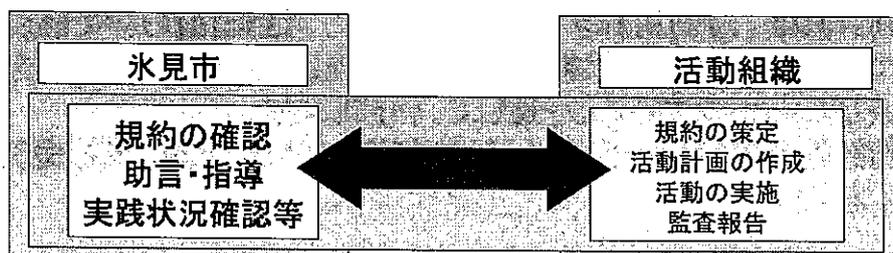
|       |   |  |
|-------|---|--|
| 対象資源  | 対象地域の農地面積、活動の対象となる農業水路等の資源を明らかにします。     |  |
| 活動の現状 | これまでの地域での共同活動の現状を明らかにします。               | 「活動指針」のメニュー表をチェックすることで活動項目のリストアップができます |
| 活動の計画 | 今後、活動組織で取組む共同活動の目標を明らかにします。             |  |
| 役割分担  | 構成員(多様な主体)の役割分担の基本を明らかにします。             |  |
| 資金計画  | 支援金の使途(どの活動のどのような経費に支援金を活用するか)を明らかにします。 |  |

## 5 (氷見市と) 協定を結びます

☆ 活動組織と氷見市とで「協定」を結びます。

☆ 協定は、

ア、活動組織は、決定した活動計画や支援金の使い道(資金計画)の実践を、  
イ、氷見市は、活動組織への指導や活動の実践状況確認等を行うことを双方が明確化し、確認するために結びます。(協定の難形を参考にします。)



# 6

## (要件を満たす活動組織に) 助成金が交付されます

- ☆ 活動組織に対して、共同活動を支援する助成金(支援金)が交付されます。
- ☆ 助成金が支払われる条件は、次の2点です。
  - ア、活動組織の体制が、助成金を受け取れる状態に整っていること(体制の要件)
  - イ、活動組織の活動が、一定の水準を満たすものであること(活動の要件)
- ☆ 「体制の要件」は、①活動組織規約、②協定の2点がきちんと整えられているかどうかで判定されます。
- ☆ 「活動の要件」は、活動計画を「活動指針」と照らし合わせて、
  - ①基礎部分の活動計画をすべて実施すること
  - ②誘導部分の活動項目の一定量以上(次のスライド)を実施することが、活動計画に盛り込まれているかどうかで判定されます。
- ☆ 上記ア・イの要件をいずれも満たす活動組織が助成の対象となります。活動組織内の農地面積に応じて、助成金が交付されます。

### 6-1 助成金の交付要件と単価

| 要件の区分 |          |            | 助成に必要な要件  |   |              |
|-------|----------|------------|-----------|---|--------------|
| 体制の要件 | 規約       |            | 活動組織規約を策定 |   |              |
|       | 協定       |            | 氷見市と協定を締結 |   |              |
| 活動の要件 | 基礎部分     | 資源の適切な保全活動 | 点検活動      | 活動指針の全てを実施                                |              |
|       |          |            | 計画策定      | 活動指針の全てを実施                                |              |
|       |          |            | 維持保全活動    | 活動指針の全てを実施                                |              |
|       | 誘導部分     | 生産資源向上活動   |           | 機能診断                                      | 活動指針の全てを実施   |
|       |          |            |           | 計画策定                                      | 活動指針の全てを実施   |
|       |          |            |           | 保全向上活動                                    | 活動指針の6割以上を実施 |
|       | 環境資源向上活動 |            | 計画策定      | 活動指針から、活動の種類を1種類以上選んで、「計画、啓発普及、実施」をセットで実施 |              |
|       |          |            | 啓発普及      |   |              |
|       |          |            | 実践活動      |   |              |

#### 助成金の単価

|    |            |
|----|------------|
| 水田 | 4,400円/10a |
| 畑  | 2,800円/10a |
| 草地 | 400円/10a   |

## 7 さあ活動を実践しよう

- ☆ 活動計画に基づいて、活動を実践します。
- ☆ 新たな構成員も加わりました。点検・計画・実践と盛りだくさんです。でも、その多くは、これまでも何らかの形で地域の皆さんが取り組んできた活動の延長線上のもののはずです。役割分担を再確認して、しっかりと進めます。そして、これまでにない新たな活動にも“少し背伸びをして”チャレンジします。
- ☆ 助成金は、活動計画の中の、資金計画で定めた範囲内であれば、原則として、どの活動のどのような経費に使ってもかまいません。もちろん助成金だけで、活動計画の全てを賄うことはできないと思います。これまでどおりの集落の皆さんの努力で、これまで以上の効果を出すことがこの対策のネライです。